

現 場 説 明 書

特記事項 1

平成27年11月25日改正

仕 様 書	① 平成28年8月1日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147 を参照すること。																				
	① 他工事等との調整) 工事の施工については、岩美道路関連の県発注工事と関連するので相互の連絡調整を密にすること。																				
工 程	②(部分完成、着工保留) については、まで(すること、しないこと)。																				
	② 施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工(8:00~17:00)を見込んでいる。 の施工時間は、: ~ : とする。																				
程	④(施工時期選択制度) この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は 年 月 日までとし、実工事期間は 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。																				
	⑤(鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。																				
用 地 関 係	①(用地、物件等未処理) 本工事区間のにはがあるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、頃の予定である。																				
支 障 物 件	①(埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・調査済み〕である。																				
障 物 件	②(支障物件) の施工に当って、が支障となっているが、 までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。																				
	③(立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、に置くこと。																				
公 害 対 策	①(低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所：については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：、施工機械：																				
安 全 対 策	①(交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 <table border="1"> <tr> <td>交通誘導員A</td> <td>人(交替要員〔有り・無し〕)</td> <td>目</td> <td>合計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>1人(交替要員〔有り・無し〕)</td> <td>108日</td> <td>合計</td> <td>108人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>2人(交替要員〔有り・無し〕)</td> <td>1日</td> <td>合計</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>人(交替要員〔有り・無し〕)</td> <td>日</td> <td>合計</td> <td>人</td> </tr> </table>	交通誘導員A	人(交替要員〔有り・無し〕)	目	合計	人	交通誘導員B	1人(交替要員〔有り・無し〕)	108日	合計	108人	交通誘導員B	2人(交替要員〔有り・無し〕)	1日	合計	2人	交通誘導員B	人(交替要員〔有り・無し〕)	日	合計	人
交通誘導員A	人(交替要員〔有り・無し〕)	目	合計	人																	
交通誘導員B	1人(交替要員〔有り・無し〕)	108日	合計	108人																	
交通誘導員B	2人(交替要員〔有り・無し〕)	1日	合計	2人																	
交通誘導員B	人(交替要員〔有り・無し〕)	日	合計	人																	
警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。																					

現 場 説 明 書

特記事項 2

濁 水 処 理	① (濁水処理)	工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難い場合は別途協議すること。
	【建設発生土 (処理)】	
建 設 副 産 物 の 処 理	① (他工事等流用)	建設発生土は、本工事区域内にて路体盛土として流用するものとする。このため、掘削工全てに押土を計上している。
	② (建設技術センター)	建設発生土は鳥取市河原町三谷地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離_____km)・搬出(_____m ³)するものとする。なお、処分費として1m ³ 当たり_____円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/m ² 以上) センター事業所へ搬入申込(搬入日予約)をしている土量を、その後の都合により減じて搬入又はキャンセルする場合は、センターに対し搬入予定日の5日前までに(やむを得ない場合は、前日まで)所定の手続きを徹底すること。また、搬入日当日の土質の状態等により、搬入できない場合は、必ず、処分場管理事務所の管理員に連絡すること。
	③ 民間残土受入地)	建設発生土は市町・村地内の民間残土受入箇所に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。なお、処分費として1m ³ 当たり_____円を_____に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/m ² 以上)
	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材 (処理)】	
	④ (分別解体等)	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m ³ 当たり_____円(無筋)、_____円(鉄筋) アスファルト塊 1m ³ 当たり_____円 建設発生木材 1m ³ 当たり 5,531円
	⑤ (他工事等流用)	[Co]雜割材・_____は、市町・村地内工事で使用するものとする。
	⑥ (再資源化施設へ搬出)	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	(施設の名称・受入れ費用)	コンクリート塊(無筋、鉄筋) 市町・村地内の _____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り _____円 アスファルト塊 岩美市・町・村 浦富地内の 田中組 (運搬距離 5.02 km)、費用 1t 当り 2,000円 建設発生木材 岩美市・町・村 浦富地内の 吾妻商事(有) (運搬距離 12.55 km)、費用 1t 当り 7,000円 その他() 市町・村地内の _____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り _____円
	(受入れ時間帯)	8時～17時(平日)
	(受入れ条件)	ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。
	⑦ (木材市場等へ売却)	建設発生木材は市町・村地内の _____への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し _____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

現場説明書

特記事項3

⑧(最終処理等) _____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し、その費用として1t当たり_____円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑨(産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。

⑩(建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のように数量管理を行うこと。

建設副産物の処理

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。 また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪(マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要。

建設副産物の使用

①(建設発生土の使用) 建設発生土は、本工事区域内にて路体盛土として流用するものとする。このため、掘削工全てに押土を計上している。

②(再生資材の使用)
 1)Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。
 2)アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。
 3)再生タッシャー（規格：RC-30）は、使用箇所：上置碎石に使用する。
 4)再生コンクリート砂（規格：RS-_____）は、使用箇所：_____に使用する。
 5)その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

工事用道路

①(農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」（平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知）に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

仮設備

①河積を阻害する仮設物等については、出水期（毎年6月10日）までに撤去すること。これが困難な場合は、監督員と協議すること。

現 場 説 明 書

特記事項 4

① (自社施工)	本工事においては、 <u>工(工を除く)</u> のうち少な くとも <u>千円</u> までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領（平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知）に定めるところにより自社施工しなければならない。
② (工事名称)	工事標示板に記載する名称は、 <u>岩美第2事業所造成工事</u> とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。
③ (景観評価)	1) 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業【である・ではない】。 2) 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。
④ (工事成績評定)	<p>(維持工事に適用) 本工事は、工事評定要領第2条イの鳥取県の管理する道路・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるもの)を除く。)する工事(年間を通じて行う維持管理、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理)に【該当する・該当しない】ため、工事評定の【対象とする・対象としない】。</p> <p>(災害復旧工事に適用) 本工事は、工事評定要領第2条ウの災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事に【該当する・該当しない】ため、工事評定の【対象とする・対象としない】。</p> <p>(機器の納品、部品取替等工事に適用) 本工事は、工事評定要領第2条エの機器の納品、部品取替等(融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等)の工事に【該当する・該当しない】ため、工事評定の【対象とする・対象としない】。</p> <p>(工事目的物の設置を伴わない工事に適用) 本工事は、工事評定要領第2条オの工事目的物の設置を伴わない(旧橋撤去、残土撤去、運搬工等)の工事に【該当する・該当しない】ため、工事評定の【対象とする・対象としない】。</p> <p>本工事は、公益財団法人 鳥取県建設技術センター発注工事であり、工事評定は行わない。</p>
⑤ (監督体制)	本工事の監督体制は(一般・重点)監督とする。 重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。
⑥ (三者協議)	本工事は、 <u>(対象工事の区分を記載)</u> 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)
⑦ (技能士常駐)	本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。
	1) 技能士種別： <u>技能士</u> 、該当工種： <u>工</u> 、仕様書根拠： <u>1 - 頁</u> 2) 技能士種別： <u>技能士</u> 、該当工種： <u>工</u> 、仕様書根拠： <u>1 - 頁</u> 3) 技能士種別： <u>技能士</u> 、該当工種： <u>工</u> 、仕様書根拠： <u>1 - 頁</u>
⑧ (電子納品)	受注者が電子納品の適用を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とすることができます。この場合、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」(以下「電子納品等ガイドライン」)に従い適正に納品すること。
⑨ (情報共有システム)	受注者が情報共有システムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、情報共有システムを利用できる。実施する場合においては、電子納品等ガイドラインに従い、適正に実施すること。

そ
の
他

現 場 説 明 書

特記事項 5

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪ (杭工事の施工管理)

- 杭工事については、毎日の作業完了後、元請業者から発注者に作業状況の報告をすること。報告は別紙様式によるものとする。(電子メール及びファクシミリ可)
- 杭工事の施工期間中は、全工程において、元請業者、杭工事専門業者及び杭工事に関連する下請業者が立ち会うこと。
- 杭の施工記録は原本を提出すること。施工記録が損傷するなど原本が提出できない場合は、理由書を作成し、監督員立ち会いのもと当該施工部分について検証を行うこと。

⑫ (交通誘導員)

交通誘導員は、残土受入時に県道からの進入口に1人、切削オーバーレイ時は起終点に1名づつ配置することとしているが、受入状況等に応じて実績数量で変更を行う。

⑬ (施工工程・調整)

本工事は他の県工事と工程、交通規制、施工方法(手順)等の調整を行いながら施工を進める必要がある。発注者及び施工業者間で連絡を密にして施工すること。特に、国道178号(岩美道路)からの残土発生時期により本工事の工程調整を図っていく必要がある。場合によっては、残土受入状況から、一時的に工事の遅延の可能性もある。

⑭ (残土受入)

残土受入条件としては、鳥取県建設技術センターの基準(コーン指数300kn/m²以上)があるが、それにこだわらず岩美道路の発生状況により残土受入を行い場内にて曝気等の改良を行うことがある。

そ
の
他

⑮ (地元調整)

本工事は、跡地利用を地元関係者が行うこととなるため、今後も引き続き、地元関係者との協議を密に行っていくこととしている。このため、地元関係者との協議の結果、工事内容の変更(追加・一部削除)の可能性がある。監督員の指示を受けること。

⑯ (発生木材)

施工地内の立木については、本工事で伐採・処分することとしているが、売却可能な場合は建設技術センターが売却することとなるため、監督員の指示を受けること。

⑰ (通行ルート)

本工事での工事車両は、県道陸上岩井線を通行することとなるが、岩美町陸上側を通行(国道178号)を通行することとし、国道9号線へ向けて通行しないことを基本とする。なお、やむをえず国道9号線へ向けての通行が必要となる場合は監督員と協議すること。

⑱ (伐木費用および現場条件について)

準備費として伐木費用を下記のとおり計上しているが、現場条件と適合しない場合、設計変更の対象とするので、必要に応じて協議すること。

伐木費用

(単位:円)

名 称	規格・条件	数量	単位	単価	金額 (直接工事費)
立木切倒し・枝払い切揃え、集積	傾斜: 0° ~ 15° 植生疎密度: 中	940	本	1,560	1,466,400
立木積込		192	t	2,332	447,744
運搬	運搬距離 13.5km以下 DID 区間無し	351	空m ³	976	342,576
処分費	木くず2	192	t	7,000	1,344,000
合計					3,600,720

⑲ (基盤排水工に係る流末処理について)

補強土壁工のうち基盤排水工に係る流末処理(付近の水路に暗渠を繋ぐ等)については、現設計では計上していないが、現地調査の上、実施する予定としている(設計変更の対象とする)。

※ 明示する項目を_____部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。